

〈資料〉

「ドイツ不正競争防止法大改正連邦政府案（翻訳）」

宗 田 貴 行

第一章 一般的規定

第一条 「本法は、競争者、消費者、並びに、その他の市場参加者を、不正競争から保護することに資するものである。本法は、同時に、健全な競争における一般の利益を保護するものである。」

第二条第一項 「本法において、

一号 『競争行為』は、その者固有または第三者たる事業者の利益のために、商品の販売または購入あるいは、不動産を含めて、役務の調達または購入を行う目的で、権利及び義務を要求する行為を意味する。

二号 『市場参加者』並びに競争者及び消費者は、商品または役務の供給者または需要者として活動する全ての者を意味する。

三号 『競争者』は、一つまたはそれ以上の事業者と商品または役務の供給者または需要者として競争関係に立つ全ての事業者を意味する。

四号 『情報』(Nachrichten)は、多数の参加者間において、公開された電子通信役務により交換又は伝達される全ての情報を意味する。その情報を受け取り身元を確認しうる参加者又は利用者又は関係し得ない限り、電子通信網によって、ラジオ放送役務の一部として、大衆に伝達される情報は、これに含まれない。」

第二項 「民法第一三条及び一四條は、消費者概念及び事業者概念に準用される。」

第三條 「競争者、消費者またはその他の市場参加者の不利益のために競争を著しく歪曲する (verfälschen) 不正な競争行為は、違法である。」

第四條 「以下の者は、第三條の意味において不正行為を行ったといえる。

一號 消費者又はその他の市場参加者の判断の自由を圧力の実施又はその他の事実在即さない不適切な影響により阻害することとなる競争行為を行う者。

二號 とりわけ子供又は未成年者の取引上の未経験、消費者の軽率さ、不安又は窮地を利用することとなる競争行為を行う者、

三號 競争行為の広告性を隠蔽する者。

四號 割引き、景品又は贈物という販売促進措置において、その利用のための条件を不明かつ一義的ではなく与える者。

五號 広告性をもつ懸賞又は宝くじにおいて、参加条件を不明かつ一義的ではなく与える者。

六號 懸賞又は宝くじへの消費者の参加を、商品の購入又は役務の利用に依存させる者。但し、懸賞又は宝くじが商品又は役務と性質上関連する場合は、この限りではない。

七號 競争者の標識、商品、役務、活動又は個人的もしくは業務上の関係を誹謗又は中傷する者。

八號 商品、役務又は競争者の事業について、又は事業者又は事業者幹部構成員について、その事実が、明らかに真実ではない場合に、事業の経営又は事業者の信用に対し被害を与える事実を主張し又は流布する者。

九號 以下の場合に、競争者の商品又は役務の模倣である商品又は役務を提供する者。

(a) その者が、生産地について購入者の欺瞞を引き起こす場合

(b) その者が、模倣された商品又は役務の価値を不適切に利用する又は阻害するあるいは、

(c) その者が、模倣のために必要とされる知識又は書類を不誠実に獲得した場合

一〇號 競争者を狙い妨害した者。

一一號 市場参加者の利益において、市場行動を規律する法規に違反した者。」

第五条第一項 「誤認を惹起する広告をした者は、第三条の意味において不正行為を行ったといえる。」

第二項第一文 「ある広告が誤認を惹起しているか否かの問題の判断においては、特に以下の点についてのデータ (Angabe) のほか、全ての構成要素が考慮されなければならない。

一号 商品または役務の特徴 (Merkmal)、利用方法、種類、品質、構成、生産または調達の手續及び時期、利用可能性、量、状態、地理上または事業上の出所、または利用により予定されている効果または、商品または役務のテストの結果及び本質的構成部分

二号 販売の機会及び価格又は種類及び算出方法及び商品が供給され又は役務が調達される条件

三号 取引関係、とりわけ、種類、特性及び広告主の権利ならびに身元及び財産、著作権、資格又は勲章又は表彰」

第二項第二文 「事実の黙秘が欺瞞であるか否かの判断において、とりわけ、通常理解力に従った契約締結の判断のためのその意義並びに黙秘の性質が、判断への影響のために考慮されねばならない。」

第三項 「第二項におけるデータは、比較広告並びに図を用いた描写及びその他そのようなデータの代わりとなるデータでもある。」

第四項 「価格が不適切な短期間のみ保障される場合に、価格の定価を広告することは、欺瞞であると推定される。その価格の実施期間について、争いがある場合には、立証責任は、価格低下を広告する者にある。」

第五項 「その商品並びに広告の形式及び配布の性質の考慮の下で、見込まれた需要の満足のために、適切な量の在庫を有さない商品を広告することは、欺瞞である。通常の事例において、二日分の在庫が適切なものである。但し、事業者が、より少ない在庫を正当化する根拠を証明した場合は、この限りではない。第一文は、役務の広告についても適用される。」

第六条第一項 「比較広告は、以下の広告をいう。すなわち、直接又は間接に競争者又は競争者によって提供される商品又は役務を認識可能なものとする広告である。」

第二項 「その比較が、以下の各号の場合に、比較広告をした者は、第三条の意味において不正行為を行ったといえる。

一号 同様の必要性又は同一の目的設定のために、商品又は役務が関係しない場合。

二号 その商品又は役務の本質的かつ重要であり調査可能な典型的特性又は価格と客観的に関係しない場合。  
 三号 商取引において、広告者と競争者との間、又はこの提供された商品又は役務の間、又は利用された標章 (Kennzeichen) 間の混同を導く場合。

四号 競争者により利用されている標章の価値評価を不正な方法で利用する又は阻害する場合。

五号 競争者の商品、役務又は個人的又は業務上の関係を低下させる又は中傷する (verunglimpfen) 場合。

六号 商品又は役務を保護される標章の下で販売される商品又は役務の模造品又は模倣品として提示する場合。」

第三項 「その比較が、特別価格又はその他特別条件の提供と関係する場合には、その提供の終期及びこれがまだ開始していない場合にはその始期が一義的に示されなければならない。その商品又は役務の在庫がある場合に限り、その提供が行われる場合には、そのことが証明されねばならない。」

第七条第一項 「市場参加者に受忍し難い迷惑 (unzumutbare Belästigung) を行った者は、第三条の意味において不正行為を行ったといえる。」

第二項 「受忍し難い迷惑は、とくに、以下の場合に認められる。

一号 受取人が、その広告を望んでいないことが明らかであるにもかかわらず広告を行う場合。

二号 消費者に対しその同意なく、又は、その他の市場参加者に対し、少なくとも推測される (mutmasslich) 同意なく、電話広告をする場合。

三号 自動電話機、ファックス機又は電子郵便の利用の下、名宛人の同意なく広告を行う場合。

四号 その任務において情報 (Nachrichten) を伝える差出人の身元が隠される、又は、秘匿されている場合の電子情報を伴った広告または、基本料金表に従って伝達費用以外の費用が生じることなく、受取人がそのような情報の中止を要求しうる有効な住所がない場合の電子情報を伴った広告を行う場合。」

第三項 「事業者は、顧客の電子アドレスを商品又は役務の販売との関係で獲得した場合には、その住所を固有の同様の商品又は役務のためのダイレクト広告 (Direktwerbung) のために利用することができる。もっとも、顧客がこの利用を禁止した場合を除

く。この利用は、顧客がアドレスの調査において、及び全ての利用において、基本料金表に従い伝達費用以外の費用が生じることなく、顧客がその利用をいつでも禁止しうる事が、明白かつ明確に顧客に対し提示された場合にのみ適法である。」

## 第二章 法的効果

第八条第一項 「第三条に違反した者は、除去請求、及び、反復の危険がある場合には、差止請求をなされうる。差止請求権は、違反行為が脅かされる場合にすでに存在する。」

第二項 「事業者における違反行為が、従業員または代理人によって始められた場合、差止及び除去請求権は、その事業者の所有者に対してもまた根拠づけられる。」

第三項 「第一項に基づく請求権は、以下の者に生じる。

一号 すべての競争者

二号 営業上又は自営業上の利益を促進することを定款上の目的とする法人格ある団体。ただし、その団体に同一市場で同種または類似の商品もしくは営業上の役務を提供している事業者の著しく多数が属している限りで、かつ、団体が特にその人的、物的、資金的装備に従い営業上または自営業上の利益を促進するとの定款上の任務を現実に果たすことができる限りで、しかも、違反行為がその団体の諸構成員の利益と関係する限りで。

三号 資格ある組織で、差止訴訟法第四条による資格ある組織のリスト、または消費者の利益保護のための差止訴訟に関する一九九八年五月一九日の欧州議会及び理事会指令第四条に基づく欧州共同体委員会のリストに登録されていることを証明した者。

四号 商工会議所または手工業会議所。」

第四項 「第一項において示された請求権の主張は、以下の場合には不適法である。すなわち、その主張が全事情を考慮して濫用的であるとき、特にその主張が、主に違反行為者に対して権利行使の必要経費または費用の賠償請求権を発生させるために行われる場合である。」

第五項 「差止訴訟法第一三条及びそこにおける規則制定権は、以下の条件で妥当する。すなわち、差止請求権の主張のために

第八条第三項二号及び四号にしたがつて権限を有する者が、差止訴訟法第三条第一項一号及び三号にしたがつた提訴権者 (Klageberechtigten) の代わりになり、差止請求権の主張のために第八条第三項二号にしたがつて権限を有する者が、差止訴訟法第三条第一項二号に従った提訴権者の代わりになり、かつ第八条において特定された差止請求権が、差止訴訟法第一条及び二条において規定された差止請求権の代わりになることである。その他の点では、差止訴訟法は適用されない。」

第九条 「第三条に故意または過失をもって違反した者は、競争者に対し、そこから発生した損害を賠償する義務を負う。定期印刷物の責任者に対して、損害賠償請求権は、故意ある違反行為の場合にのみ主張されうる。」

第一〇条第一項 「第三条に故意をもって違反し、かつ、それにより購入者の大多数の負担で利益 (Gewinn) を獲得した者は、第八条第三項二号ないし四号にしたがい差止請求権の主張の権限を有する者によって、この利益の返還を請求されうる。」

第二項 「債務者が違反行為に基づいて第三者又は国家にもたらした給付は、利益に算入されねばならない。債務者が、第一項に従った請求の履行後に、そのような給付をした場合に限り、債権者は、支払われた利益を証明された額について債務者に返還することとする。」

第三項 「複数の債権者が利益を請求する場合には、民法第四二八条ないし四三〇条の規定が準用される。」

第四項 「債権者は、支払われた利益を請求権の主張のための費用を差引いて国庫 (Bundeshaushalt) に納めなければならない。第一文に従った請求の履行後に、債権者が、第二項第二文の意味における支払いをした場合に限り、支払われた利益は、証明された額について国庫から債権者に支払われる。債権者は、権限の与えられた連邦官庁に第一項に従った請求の主張並びに履行についての情報を知らさねばならず、かつ、要求に応じ、説明を行わねばならない。」

第五項 「連邦政府は、規則により、連邦参議院の同意を要せずに、いかなる連邦官庁 (Behörde oder sonstige öffentliche Stelle des Bundes) にも第四項の意味における権限ある地位を与える権限を有する。」

第一一条第一項 「第八条、九条および一〇条において示された請求権は、以下の時点から六ヶ月で時効消滅する。すなわち、請求権者が、請求権の根拠となる事情および債務者を認識したとき又は、重過失なく認識すべきであったときである。これらは、その認識又は重過失をもって認識しなかったことを考慮することなく、違反行為から三年後に時効消滅する。」

第二項 「損害賠償請求権は、損害発生前において時効は開始しない。利益剝奪請求権は、その利益発生前において時効は開始しない。」

## 第二章 手続規定

第一二条第一項 「差止請求権の主張権限者は、債務者に、裁判手続の開始前に警告し、かつ、適切な違約罰により補強された差止義務の表明により、係争を調停に付す機会を債務者に与えるべきである。警告が正当である限り、必要とされた費用の賠償は、要求されうる。」

第二項 「この法律において示された差止請求権の確保のために、仮処分は、民事訴訟法第九三五及び九四〇条において示された要件の主張及び疎明なくとも、なされうる。」

第三項 「本法に基づき差止訴訟が提起される場合、裁判所は、勝訴当事者が、正当な利益を証明した場合に、その者に、敗訴当事者の負担で、判決を公表する権限を与えることができる。公表の種類及び規模は、判決において、これを定める。既判力の発生後三ヶ月以内に利用されない場合には、その権限は消滅する。第一文に従った請求権は、暫定的な執行をなしえない。」

第四項 「第八条第一項に従った請求の訴額を算定するにあたっては、事件がその性質及び規模において単純な場合、または、当事者の資産状態及び所得状況に鑑み、訴額を一方的に全額負担することを期待し得ないと見受けられる場合には、これを減額する方向で斟酌しなければならない。」

第一三条第一項 「本法に基づく請求権が主張されている民事訴訟は、裁判所構成法第九三条ないし一一四条の意味における商事部に属するものとする。」

第二項 「州政府は、競争事件の司法、とりわけ判例の統一の確保に役立つときは、法規命令により複数の地方裁判所の区域に對して、そのうちの一つの裁判所を競争事件の裁判所と決定することができる。州政府は、本権限を州司法行政に委譲することができる。」

第一四条第一項 「本法に基づく訴えは、被告の営業所又は自営業所所在地、または、それが無い場合には、住所所在地の管轄

に属する。被告が、国内に住所も有さない場合には、国内の居所が重要なものとなる。」

第二項 「本法に基づく訴えは、さらに、行為地の裁判所が管轄する。第一文は、被告が国内において、営業所又は自営業所も居所も有さない場合に限り、第八条第三項二号ないし四号に従った差止請求権の主張権限者により提起された訴えに、適用される。」

第五条第一項 「州政府は、本法に基づく請求がなされる民事事件を調停するために、商工会議所に調停所を設置することとする（調停所）。」

第二項 「調停所は、ドイツ裁判官法に基づく裁判官の資格をもつ者が、主任及び委員としておかれるべきである。第八条第三項三号に従った差止請求権の主張権限者による申立ての事例において、同数の事業者及び消費者、さもなければ、少なくとも二名の専門知識を有する事業者が、委員として活動することとする。主任は、競争法の分野に精通しているべきである。委員は、主任により毎年作成される陪席委員名簿から事件毎に任命される。この任命は、当事者の了解を得て行われなければならない。」

第三項 「調停所は、本法に基づき請求権が主張される民事事件の場合に、相手方が同意するときに、申し立てられうる。競争行為が、消費者と関係する限り、調停所は、当事者により事件についての相手方との話し合いのために申し立てられうる。」

第四項 「調停所の管轄については、第一四条を適用する。」

第五項 「調停所は、友好的な合意の成立に努めなければならない。調停所は、両当事者に対して、書面により理由を付した調停案を提示することができる。調停案とその理由は、両当事者の同意のある場合に限り、公表することができる。」

第六項 「和解が成立した場合には、特別の文書が作成されねばならず、和解成立の日時を記された上、手続に参加した調停構成員と両当事者により署名されねばならない。調停所において成立した和解については、強制執行をなすことができる。民事訴訟法第七九七条 a は、この場合に準用されるべきである。」

第七項 「調停所は、主張されている請求が、最初から理由がないものである、または、自らは管轄権を有さないと思慮する場合には、調停手続の開始を拒否することができる。」

第八項 「調停が申し立てられた場合、時効は、訴訟が提起された場合と同様に中断する。和解が成立しない場合、調停所は、手続が終了した時点を決定する。主任は、これを両当事者に通知しなければならない。」



第九項 「第三項第二文において示された種類の訴訟が、事前に調停の申立てがないままに、係属された場合には、裁判所は、申立てにより、新たな期日を定め、その期日までに、友好的な和解を成立させるよう、調停所に申立てるよう当事者に命ずることができる。仮処分申請に対する手続において、この命令は、相手方の同意がある場合に限りなすことができるものとし、第七項は、適用されない。調停所に手続が係属しているときは、申立ての後、新たに請求権不存在の確認の訴えを求める訴訟を提起することはできないものとする。」

第一〇項 「州政府は、以上の規定を遂行するため、ならびに、調停所の手続を規律するため、とりわけ調停所の監督、商工会議所に属さない事業者（商工会議所に関する法律を暫定的に規律するための一九五六年一月一八日の法律第二条第二項ないし第六項、連邦官報第一九部九二〇頁）の相当な参加を伴う調停所の構成、秩序違反金の執行、および調停所による費用の徴収につき必要な規定を公布する権限を有する。調停所の構成については、州に設置され公的な資金援助を受けている消費者センターの提案を第二項第一文という消費者の決定にあたって考慮しなければならない。」

#### 第四章 刑罰規定

第一六条第一項 「特に有利であるとの外観を作出する意図をもって公示または広範囲の人々に対する通知において、真実に反する表示によって、誤認させる広告を行う者は、二年以下の自由刑または罰金に処する。」

第二項 「業務上の取引において、消費者に対し、主催者からまたは第三者から特別の利益を得るとの約束により、商品、役務または権利の購入を勧める (veranlassen) 者は、その消費者が、他人に、この広告の種類に従い、適切な広告の同種の利益をさらなる購入者が獲得すべき同種の取引の締結を勧める場合に、二年以下の自由刑または罰金に処する。」

第一七条第一項 「事業者において勤務する者として、雇用関係の範囲において打ち明けられ、または知り得ることとなった業務上または経営上の秘密 (ein Geschäftlicher Betriebsgeheimnis) を雇用関係の継続期間中に無権限で、競争の目的をもって、自己もしくは第三者の利益のために、または、事業主に損害を与える意図をもって、他人に開示する者は、三年以下の自由刑または罰金に処する。」

第二項 「競争の目的をもって、自己もしくは第三者の利益のために、または事業主に損害を与える意図をもって、次の各号に定める行為をなす者は、前項と同様の刑に処する。

一 業務上または経営上の秘密を

(a) 技術的手段の利用

(b) 秘密を化体する複製物の作成、もしくは

(c) 秘密が化体された物の取得

により、無権限に入手または確保すること。または、

二号 第一項において示された開示の一形態、事故もしくは他人の前号が定める行為により取得し、もしくは、その他の方法により無権限に入手または確保した業務上もしくは営業上の秘密を無権限に使用し、もしくは他人に開示すること。」

第三項 「本条の未遂犯は、これを罰する。」

第四項 「特に重大な事例については、五年以下の自由刑または罰金に処する。特に重大な事例は、通常、行為者が、

一号 職業上、これを行う、

二号 開示の際に、秘密が国外において用いられることを知っている、または、

三号 国外において、第二項二号にしたがった使用を自ら行う場合に存する。」

第五項 「行為は、申立てに基づいてのみ訴追される。ただし、刑事訴追当局が、刑事訴追に付特別な公共の利益を有することに基づき、職権による介入が必要であるとみなす場合は、この限りではない。」

第六項 「刑法第五条七号の規定が準用される。」

第一八条第一項 「業務上の取引において打ち明けられた原型または技術上の指図書、とりわけ図面、雛型、型番、作成方法を、競争の目的をもって、もしくは自己の為に無権限で利用し、または他人に開示する者は、二年以下の自由刑または罰金に処する。」

第二項 「本条の未遂犯は、これを罰する。」

第三項 「行為は、申立てに基づいてのみ訴追される。ただし、刑事訴追当局が、刑事訴追に付特別な公共の利益を有すること

に基づき、職権による介入が必要であるとみなす場合は、この限りではない。」

第四項 「刑法第五条七号の規定が、準用される。」

第一九条第一項 「競争の目的をもって、または、自己のために、第一七条ないし一八条に従った犯罪行為を行うことまたはそのような犯罪行為を教唆することを試みる者は、二年以下の自由刑または罰金に処する。」

第二項 「競争の目的をもって、または、自己のために、他人に、第一七条ないし一八条に従った犯罪行為を行うことまたはそれを教唆することを申し出る、または他人の申出を受け入れる、または、他人と約束する者は、前項と同様の刑に処する。」

第三項 「刑法第三一条の規定が、準用される。」

第四項 「行為は、申立てに基づいてのみ訴追される。ただし、刑事訴追当局が、刑事訴追につき特別な公共の利益を有する、）  
とに基づき、職権による介入が必要であるとみなす場合は、この限りではない。」

第五項 「刑法第五条七号の規定が、準用される。」

## 第五章 終 末 規 定

第二〇条第一項 「二〇〇一年一月二十九日の規則 (BGBl. I S. 2785) 第四条により変更された一九九三年一月二十九日の特産食品法 (LebensmittelSpezialitätengesetz) (BGBl. I S. 1814) 第三条は、以下のように、変更される。すなわち、

一号 第一項において、『第一三条第二項』との文言は、『第八条第三項』との文言に置き換えられる。

二号 第四項第二文において、『第八五二条第二項』との文言は、『第二〇三条』との文言に置き換えられる。」

第二項 「二〇〇二年八月二二日法 (BGBl. I S. 3390) 第一条により変更された一九七五年五月九日告示の裁判所構成法 (BGBl. I S. 1077) 九五条第一項五号における『双方向的商行為が第一項一号に従い生じない限りで、不正競争防止法第一三 a 条に基づく最終消費者の請求権を除いて、』との文言は削除される。」

第三項 「二〇〇二年一月一日法 (BGBl. I S. 3970) 第六条により変更された一九八七年四月七日告示の刑事訴訟法 (BGBl. I S. 1074, 1319) 第三七四条第一項七号における『第四条、六 c 条、一五条、一七条、一八条及び二〇条』との文言は、『第一六条な

いし一九条」との文言に置き換えられる。」

第四項 「二〇〇二年八月二七日告示の差止訴訟法 (BGBl. I S. 3422, 4346) は、以下のように変更される。

一号 第三条第一項において二号は、以下のようになる。『二号 営業上又は自営業上の利益を促進することを定款上の目的とする法人格ある団体。ただし、その団体が、特にその人的、物的、資金的装備に従い営業上または自営業上の利益を促進するとの定款上の任務を現実を果たすことができる限りで、かつ第二条に従った訴えの場合には、その団体に同一市場で同種または類似の商品もしくは営業上の役務を提供している事業者の著しく多数が属している限りで、しかも、その請求権がその団体の諸構成員の利益に関連する行為に係り、その行為が競争を著しく歪曲するかぎりで。』

二号 第五条における『第二三a条、二三b条および二五条』の文言は、『第一二条第一項、二項および四項』となる。

三号 第九条において二号における『利用』の文言の後に「または推奨」を、三号における『利用』の文言の後に「または推奨」に挿入する。

四号 第一二条における『第二七a条』との文言は、『第一五条』との文言に変更される。」

第五項 「二〇〇二年七月二三日法 (BGBl. I S. 2850) 第五条により変更された一九九四年一〇月二五日の商標法は、以下のように変更される。すなわち、

一号 第五條第二項三号、第一二八條第一項及び一三五條第一項において、『第一三條二項』との文言は、『第八條三項』との文言に置き換えられる。

二号 第一四一條において、『第二四條』との文言は、『第一四條』との文言に置き換えられる。」

第六項 「二〇〇二年八月二二日法 (BGBl. I S. 3390) 第一条により改正された一九九八年一月一二日告示の刑法第三〇一条第二項において、『第一三條第二項一号、二号及び四号』との文言は、『第八條第三項一号、二号及び四号』との文言に置き換えられる。」

第七項 「二〇〇一年一〇月二九日規則 (BGBl. I S. 2785) 第一九九條第五項により改正された一九九八年二月二六日告示の牛肉エチケット法 (BGBl. S. 380) 第九條は、以下のように変更される。すなわち、

一号 第一項における『第一三条第二項』との文言は、『第八条第三項』との文言に置き換えられる。

二号 第四項第二文における『第八五二条第二項』との文言は、『第二〇三条』との文言に置き換えられる。」

第八項 「二〇〇二年七月三日の差止訴訟規則 (BGBl. S. 2565) 第一条における『第一三条第七項』との文言は、『第八条第五項 第一文』との文言に置き換えられる。」

第二一条 「本法第二〇条第八項において指摘されている差止訴訟規則の当該部分は、法令規則による当該権限に基づき、変更されうる。」

第二二条 「この法律は、公布された日に施行される。同時に、二〇〇二年七月二三日法第六条により改正された、連邦官報第三部分類番号四三一において公表された不正競争防止法は失効する。」

## 後記

本資料は、二〇〇三年五月七日に連邦議会により可決され、閣議により承認されたドイツ不正競争防止法大改正連邦政府案の翻訳である。同法案は、BT-Drucksache 15/1487に掲載されている。同法案については、連邦参議院による修正の提案及びそれに対する連邦政府の対応がなされたため、同法案においては、これに従い変更される点がある。この点及び同法案の重要な改正点については、拙稿「ドイツにおける団体訴訟の新展開—不正競争防止法大改正連邦政府案—(上)(中)(下)」国際商事法務三二巻一〇号一三八六頁、一一号一五四七頁、一二号一六八六頁を参照されたい。二〇〇四年四月一日、連邦議会は、連邦政府案を議決した。本法案を、連邦参議院は、同年五月に委員会に付し検討させ、同委員会は、本法案に反対の意を表明した。しかし、本法は、その成立に、連邦参議院の同意を必要としない。なお、前述の変更点を踏まえた修正案が提出されている。これについては、次号に掲載する。今回の訳出にあたっては、判タ七九三号(一九九一年)九二頁以下掲載の田村善之教授による同法の旧法の翻訳及び、亜学三七巻二号(二〇〇三年)二一六頁以下掲載の同法の現行法(二〇〇四年四月現在)の角田美穂子助教授による仮訳等を参照した。